

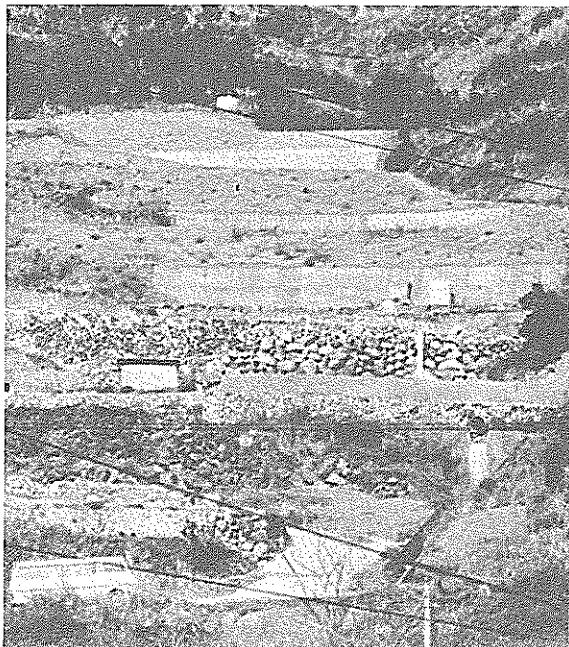
土地開発適正化条例が制定されました

災害防止を目的に、2月1日から適用

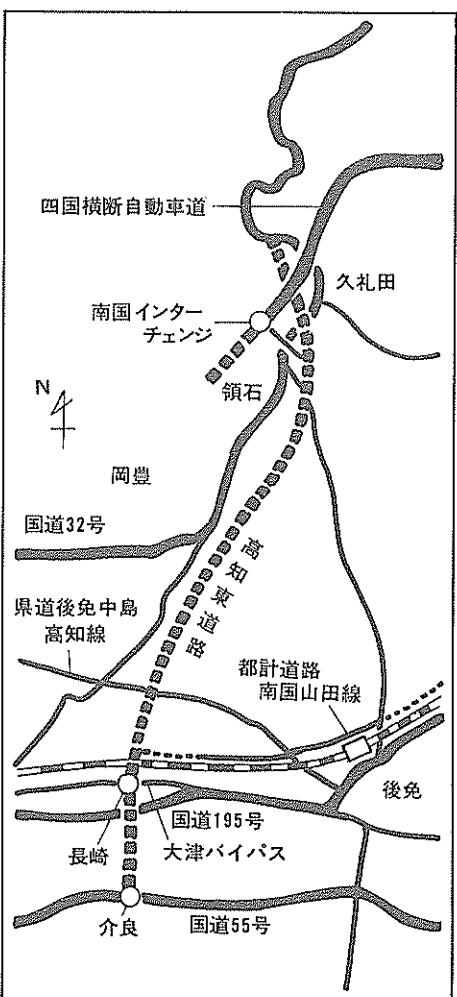
土地の開発行為については法律により多くの規制がされています。しかし、この法の定めにふれない地域や方法で乱開発がされ、周辺地域に災害発生が予想されるなどで問題化した例もあり、議会でもこれらの工事を規制する「条例の制定」の声が高まりました。

昨年九月の定例市議会に『土地開発適正化条例』として提案、継続審査を経て、十二月議会で可決され、昭和五十六年一月一日から適用されることになりました。

条例の概要は次のとおりです。「この条例が守られるよう、市民のみなさんのご協力をお願いします。



変っていくわがまち①



高知東道路 早期開通めざす工事で一部着工

高知東道路は、昭和四十八年、
①南国市南北の大動脈の必要性と
周辺地域の開発の基盤にすること
②国道三十二号と南国市中心部の
交通量緩和を目的に計画されたもの
（大崎・介良間・延長七キロメートル、
幅員二十五メートル・一部高架橋）です
が、オイルショックなどによって
大幅に遅れたものの、このたび長崎高架橋の下部工事がようやく着手されました。

南国市には幹線となる南北道路
がなく、早くからその必要性がさ
けばれながらも、現実には「絵に
書いたモチ」。自家用車は一家に

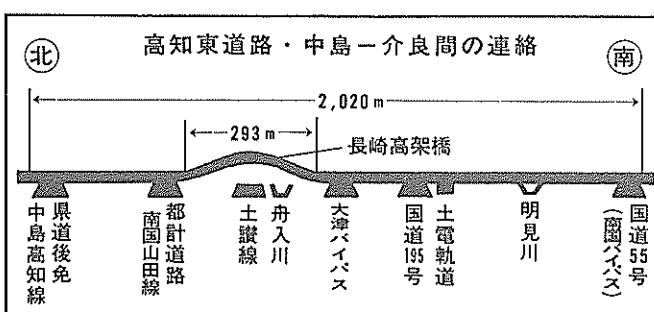
一台はある時代で、通勤やレジャーの足としてなくてはならないものになっています。このようなことから、後免周辺の市街地の混雑はひどいもので、ドライバーの間では「何とかならないものか」という声も聞かれます。

また、国道三十二号も、高松高架橋（文字通り、国道三十二号と県道大津北本町線（大津バイパス）、国道五十五号を結ぶ）には幹線となる南北道路が、文字通り、国道五十五号を結ぶ

一方はある時代で、通勤やレジャーの足としてなくてはならないものになっています。このようなことから、後免周辺の市街地の混雑はひどいもので、ドライバーの間では「何とかならないものか」という声も聞かれます。

また、国道三十二号も、高松高架橋（文字通り、国道三十二号と県道大津北本町線（大津バイパス）、国道五十五号を結ぶ）には幹線となる南北道路が、文字通り、国道五十五号を結ぶ

一方はある時代で、通勤やレジャーの足としてなくてはならないものになっています。このようなことから、後免周辺の市街地の混雑はひどいもので、ドライバーの間では「何とかならないものか」という声も聞かれます。



昨年秋の叙勲で、元南国市長、金堂久喜民とともに、「勲五等双光旭日章」を受けられた、山中秀登貴（ひでとき）先生。歯科医（後免町）をご紹介します。
先生は大正十四年に開業以来、実に五十五年以上も私たちの「健康の源」である「歯」を守り続けられ、特にその大部分（五十年）を歯科医として、数多くの児童・生徒の健康増進に活躍されています。このことが今回の受章の柱となりました。このほかにも高知県歯科医師会員、保護司などを歴任、永く幅広く貢献されてきましたが、

歯科校医50年の歴史
山中先生（後免町）

○目的
条例の目的は開発そのものを禁止するものではなく、災害防止を主な目的とし、一定の基準を定めて工事を施行するためのものです。
○対象となるもの
条例では、開発行為とは土地の区画形質の変更と規定し、具体的には人為的に土地の形状を大きく変える行為（埋立、盛土、切取りなどが該当します）。

しかし、これらのすべてが規制対象となるのではなく、次のものは除かれます。
○対象から除外されるもの
国、県、市、その他公共的団体が実施するもの。

○農用地で用途の変更のないもので、盛土、切取りの高さが五十センチ未満のもの。
○農用地指定外の土地を農用地へ用途変更するもの、または農用地間の用途変更で、その面積が三百平方メートル未満であり、かつ盛土、切取りの高さが五センチ未満のもの。

○届出、工事の基準が守られない場合は、罰金または懲役の刑を受けることがあります。
○技術的基準
一定の基準を設定し、それに基づいて工事をすることになります。

○通常の管理行為、または軽易な開発行為。
十センチ未満のもの。

開発をはじめる日から二十日前までに、一定の書類により市役所に届出すること。

届出をしていることを明らかにするために、一定の表示をすることがあります。